

大阪府産業教育フェア協賛（広告掲載等）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府産業教育フェア協賛（広告掲載等）要綱（以下「フェア要綱」という。）に定めるもののほか、大阪府産業教育フェアに係る協賛（広告の掲載等）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協賛（広告等の規格及び広告料））

第2条 協賛に係る広告等の規格及び協賛金（広告料）については、別紙のとおりとする。

（掲載可能な広告の範囲）

第3条 掲載可能な広告等の範囲については、フェア要綱第3条の規定によるものとする。

（協賛（広告掲載等）希望者の募集）

第4条 協賛（広告掲載等）希望者の募集は、大阪府ホームページ等で公募する。

（協賛（広告掲載等）の申込み）

第5条 協賛（広告の掲載等）希望者は、大阪府産業教育フェア協賛（広告掲載等）申込書（様式1）に必要な事項を記載し、必要に応じて関係資料を添付して、大阪府産業教育フェア実行委員会会長（以下、「実行委員会会長」という。）に提出しなければならない。

（協賛（広告掲載等）の可否の決定）

第6条 実行委員会会長は、協賛（広告の掲載等）について、フェア要綱第3条に基づき審査を行い、協賛（広告の掲載等）の可否の決定をする。

2 協賛（広告の掲載等）の可否について疑義を生じた場合は、フェア要綱第4条に基づき、大阪府産業教育フェア実行委員会役員会において審議する。

3 実行委員会会長は、協賛（広告の掲載等）の可否、掲載内容及び条件等について、（様式2）又は（様式3）により、協賛（広告掲載）希望者に通知する。

（協賛（広告掲載）の優先順位について）

第7条 実行委員会会長が特に認める場合を除き、広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- （1）各項目について最高の価格で申込みをしたもの。
- （2）国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- （3）私企業のうち公共性の高いもの
- （4）その他、フェア要綱第3条に定める広告の範囲内のもの

（関係要綱等及び遵守事項の承諾）

第8条 協賛（広告掲載等）希望者は、法令、要綱、掲載基準、フェア要綱及び遵守事項を守り、協賛（広告掲載等）の決定後速やかに承諾書（様式4）を実行委員会会長に提出する。

(協賛金(広告掲載料)の納付)

第9条 協賛(広告掲載)の決定を受けた申込者は、実行委員会会長が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(協賛に係る広告原稿の作成及び提出)

第10条 協賛に係る広告原稿は、実行委員会会長が指定する方法により、協賛(広告掲載)の決定を受けた申込書の責任及び負担で作成し、実行委員会会長が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

(協賛に係る広告の掲載及び削除等)

第11条 大阪府産業教育フェアに係るWebページ等への協賛に係る広告の掲載及び削除は大阪府教育庁教育振興室高校改革課が行う。

2 Webページバナー等のリンク先及び画像の変更を希望する場合は、協賛(広告掲載)希望者より、変更日の7日前までに実行委員会会長に申請し、了承を得るものとする。なお、画像の変更については、その権利が付帯された協賛(広告掲載)のみ可能とする。

(協賛に係る広告内容等の修正)

第12条 実行委員会会長は協賛に係る広告の内容等が各種法令又はこの要領に違反している、あるいはおそれがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも協賛(広告掲載等)希望者に対して協賛に係る広告の内容等の修正を求めることができる。

2 協賛(広告掲載等)希望者は、実行委員会会長から掲載する広告内容等について、修正の要請があった場合は、それに応じなければならない。

3 協賛(広告掲載等)希望者は、前項の規定により協賛に係る広告等の内容を変更するときは、掲載開始日の7日前までに実行委員会会長に修正の申請をし、了承を得るものとする。

(協賛に係る広告掲載の取消し)

第13条 実行委員会会長は、次の各号に該当する場合には、協賛に係る広告の掲載を決定した後も、協賛(広告掲載等希望者)への催告その他何らの手続きをすることなく、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告料又は使用料が納付されないとき。

(2) 指定する期日までに前条に規定する広告内容等の修正を協賛(広告掲載等)希望者が行わないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載等を継続することが適切でないとして実行委員会会長が判断したとき。

(4) 大阪府産業教育フェア実行委員会の業務上、やむを得ないとき。

(協賛に係る広告掲載等の取下げ)

第14条 協賛(広告掲載等)希望者は、協賛に係る広告掲載決定の通知を受取った場合においても、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

2 前項の規定により協賛(広告掲載等)を取下げるときは、協賛(広告掲載等)希望者は書面により実行委員会会長に申し出なければならない。

3 前条による取消し、及び第1項による取下げの場合には、納付された協賛金(広告掲載等料)は返還しない。

(協賛(広告掲載等)希望者の責務)

第15条 協賛(広告掲載等)希望者は、協賛に係る広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 協賛(広告掲載等)希望者は、協賛に係る広告等の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理が完了していることを大阪府産業教育フェア実行委員会に対して保証するものとする。

3 第三者から、協賛に係る広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、協賛(広告掲載等)希望者の責任及び負担において解決することとする。

(不可抗力等)

第16条 天変地異、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他本府及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、大阪府産業教育フェアの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、大阪府産業教育フェア実行委員会及び企業等は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

2 前項の事由により大阪府産業教育フェアの一部若しくは全部の実施が不可能となった場合、大阪府産業教育フェア実行委員会及び企業等は、それぞれの活動状況、支出した費用、大阪府産業教育フェアの開催状況、並びに、企業等が利用し得た協賛(広告掲載等)実績等を勘案し、協賛金の返還等について協議の上決定する。

3 前項の規定により返還する協賛金は、大阪府産業教育フェアの清算後の余剰金と予定される額を上限とする。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、協賛に係る広告掲載に関して必要な事項は実行委員会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

大阪府産業教育フェアへの協賛（広告の掲載等）に関する広告等の規格及び広告料

次のいずれかに該当する広告の掲載等はいりません。

- ・ 大阪府広告事業要綱第3条及び大阪府広告事業掲載基準を逸脱するもの
- ・ 大阪府産業教育フェア実行委員会の業務運営に支障をきたすものと実行委員会会長が判断したもの
- ・ その他、実行委員会会長が不適当と認めたもの

(1) 当日会場案内図への広告等掲載

* 会場案内図は A4 サイズ・タテ向きで印刷

① 広告等掲載スペース

- 1 会場案内図裏面：(中段) 4分の1 (幅[ヨコ]：約 200 mm×高さ[タテ]：約 70 mm)
- 2 会場案内図裏面：(下段) 8分の1 (幅[ヨコ]：約 100 mm×高さ[タテ]：約 70 mm)

② 広告料

- 1 50,000 円以上 (消費税及び地方消費税含む)
- 2 30,000 円以上 (消費税及び地方消費税含む)

③ 提出できるデータファイル形式

「JPEG (ジエイペグ)」、「PNG (ピング)」、「GIF (ジフ)」のいずれかでご提出ください。
(上記以外をご希望の場合、大阪府産業教育フェア実行委員会までご相談ください。)

(2) 当日会場案内図と企業等持ち込みチラシの同時配布

① 部 数 大阪府産業教育フェア実行委員会が定める当日配布会場案内図と同部数

② 広告料 1 種：100,000 円以上 (消費税及び地方消費税含む)

* 持ち込みチラシは A4 サイズとし、大阪府産業教育フェア実行委員会の指定する日時・場所まで送付いただくかご持参ください。

(3) 大阪府産業教育フェアに係る大阪府 Web ページのバナー広告等掲載

① 大きさ 幅 (ヨコ) 180 ピクセル×高さ (タテ) 50 ピクセル

② 広告位置 大阪府産業教育フェアに係る大阪府 Web ページ内に掲載します。

* 掲載位置は、大阪府教育庁が定める任意の位置とします。

③ 広告料 1 枠：30,000 円以上 (消費税及び地方消費税含む)

④ 掲載期間 原則、掲載を許可した日から当該年度末日まで

⑤ 提出できるデータファイル形式

- ・ 「JPEG (ジエイペグ)」、「PNG (ピング)」、「GIF (ジフ)」のいずれかでご提出ください。
(上記以外をご希望の場合、大阪府産業教育フェア実行委員会までご相談ください。)
- ・ 静止画のみ可とします。
- ・ データ容量は 30KB までです。